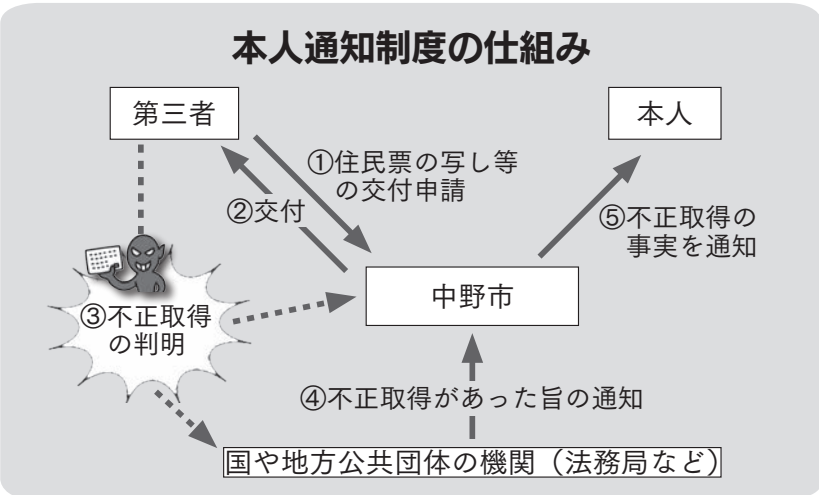


## 窓口

### 住民票の写し等の不正取得に係る 本人通知制度を実施しています

市では、市民の権利・利益を保護することを目的とした「住民票の写し等の不正取得に係る本人通知制度」を実施しています。

この制度は、住民票や戸籍謄本の写しなどの証明書を、第三者が不正に取得したことが明らかになった場合に、当事者本人に不正取得の事実を通知するものです。



#### 対象となる証明

住民基本台帳法および戸籍法の規定に基づく、次の証明が対象です。

- ① 住民票の写し（削除された住民票の写しを含む）
- ② 住民票記載事項証明書（削除された住民票記載事項証明書を含む）
- ③ 戸籍の附票の写し（削除された戸籍の附票の写しを含む）
- ④ 戸籍謄本・抄本（除籍謄本・抄本、改製原戸籍などを含む）
- ⑤ 戸籍届出書記載事項証明書

#### 本人通知対象者

- 現在、本市に住所や本籍がある方
- 過去に、本市に住所や本籍があった方

※ただし、亡くなった方や失踪宣告を受けた方および本市に住所や本籍が無く、所在が確認できない方は対象外です。

#### 通知の方法と内容

- 郵送により、次の内容を記した書面で通知します。
- ① 証明書を交付した年月日
  - ② 証明書の種類
  - ③ 交付した証明書の通数

問い合わせ先  
市民課窓口係  
☎ 2111 (内線274)

## 窓口

### コンビニ交付サービスの利用には マイナンバーカードが必要です

市では、1月10日から、コンビニ交付サービスを開始しました。全国のコンビニエンスストアなどにおいて、マイナンバーカードを使用し、住民票の写しなどの各種証明書を取得することができます。



- 利用に必要なもの  
マイナンバーカード  
(利用者証明用電子証明書が記録されているカードに限りま

- 取得できる証明書および手数料  
左表のとおり

取得できる証明書	手数料	取得要件
住民票の写し	300円	本市に住所がある方
印鑑登録証明書	300円	本市に印鑑登録をされている方
戸籍謄抄本	450円	本市に本籍および住所がある方
戸籍の附票の写し	300円	

- 利用できる店舗 セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルKサンクスなど(マルチコピー機が設置されている店舗に限りです)

- 利用できる時間 午前6時30分～午後11時  
※12月29日から翌年1月3日およびメンテナンス作業時は除きます。

詳しくは、広報なかの1月号の折り込みチラシまたは、市公式ホームページをご覧ください。  
また、市役所などの窓口で証明書を取得する方法は、今までと変わりありませんので、ご注意ください。

マイナンバーカードは、顔写真付きのプラスチック製カードで、マイナンバーの提示が必要などときに利用できるほか、公的な身分証明書としても利用できます。申請は任意ですが、ぜひこの機会に取得をご検討ください。



問い合わせ先  
市民課窓口係  
☎ 2111 (内線274)

## 固定資産税

### 固定資産の縦覧と 閲覧ができます

#### 【縦覧制度】

固定資産税の納税者が自己の土地・家屋の評価額と縦覧帳簿に記載されている他の土地・家屋の評価額を比較することで、評価額が適正であるかどうかを判断できる制度です。（帳簿の複写はできません。）



縦覧できる期間 5月1日(月)まで  
(土・日・祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分

縦覧できる方 固定資産税の納税義務者。なお、土地の納税義務者は「土地価格等縦覧帳簿」、家屋の納税義務者は「家屋価格等縦覧帳簿」、土地・家屋の納税義務者はそれぞれの帳簿を縦覧できます。

- ① 土地価格等縦覧帳簿：所在、地番、地目、地籍、価格
- ② 家屋価格等縦覧帳簿：所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格  
縦覧申請に必要なもの
- ① 固定資産税の納税義務者は、運転免許証やマイナンバーカードなどの身分証明書
- ② 固定資産税納税義務者の代理人の方は、納税義務者の委任状および代理人の運転免許証やマイナンバーカードなどの身分証明書

#### 【閲覧制度】

固定資産税の納税義務者が、固定資産課税台帳に記載された自己資産の内容を確認できる制度です。また、借地人、借家人の方も借用物件の課税台帳の閲覧ができます。

縦覧できる期間 平成30年3月31日(土)まで  
(土・日・祝日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分  
縦覧できる方 固定資産税の納税義務者、借地・借家人、破産管財人など固定資産を処分する権利のある方  
閲覧申請に必要なもの

- ① 固定資産税の納税義務者は、運転免許証やマイナンバーカードなどの身分証明書
  - ② 固定資産税納税義務者の代理人の方は、納税義務者の委任状および代理人の運転免許証やマイナンバーカードなどの身分証明書
  - ③ 借地・借家人は、不動産賃貸借契約書および運転免許証やマイナンバーカードなどの身分証明書
  - ④ 相続人は、戸籍謄本など相続関係が分かるものおよび運転免許証やマイナンバーカードなどの身分証明書
- 縦覧・閲覧手数料 無料  
● 縦覧・閲覧場所 税務課または豊田支所地域振興課
- 問い合わせ先  
税務課資産係  
☎ 21111 (内線226)

## 税金

### 市税の納め忘れはありませんか

市税は納期内に納めましょう

市税は、市のさまざまな事業を行うための財源として、所得や資産などの状況に応じ、皆さんに公平に負担していただいています。

4月から、平成29年度の市税が順次課税されますが、今月号に挟み込みました「平成29年度中野市市税公料金納付計画表」を毎月の納付計画にお役立ていただき、納期内納付にご協力をお願いします。

なお、納期内に納付していただけない場合は、納付していただいた方との不公平をなくし、税負担の公平性を確保するため、さまざまな行政サービスを受けられない場合があるほか、市では次のような滞納整理を行っています。

#### ◆督促状の送達

納期限を過ぎても納付いただけない場合は、納期限後20日以内に督促状を発送します。  
この場合、督促手数料（100円）が加算されます。

#### ◆延滞金の加算

納期限を過ぎると、納付になるまでの間、本税のほかに延滞金が法律に定められた割合で加算されていきます。

◆滞納処分（財産の差し押さえ）  
自主納付いただけずに市税が滞納となった場合には、法律に基づき滞納者の各種財産を調査し、差し押さえなどの滞納処分により強制徴収することになります。

市は、長野県地方税滞納整理機構と協力し、滞納者の預貯金、給与、不動産、不動産などの差し押さえを行っています。差し押さえられた不動産は公売により売却しています。

#### ○便利な「口座振替」

市税の納め忘れがないように、便利で安心な口座振替をお勧めします。  
取扱金融機関

(株)八十二銀行、中野市農業協同組合、ながの農業協同組合、長野信用金庫、(株)長野銀行、長野県信用組合、長野県労働金庫、ゆうちょ銀行（長野県・新潟県内に限る）

#### ○コンビニ納付

納期限内の納付であれば、コンビニエンスストアでも市税の納付ができます。（合計金額30万円まで）  
24時間、土・日・祝日でも納付ができますのでご利用ください。

問い合わせ・納税相談先  
税務課収納係  
☎ 21111 (内線227・228)